

一時支援金の申請はお済みですか

○申請できる事業所(方)

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

○給付される金額

2019年又は2020年の1月から3月の合計売上から、2021年の1月から3月のうちのいずれか1か月の売上を3倍した金額を差し引いた額

上限額: 中小法人 60万円 個人事業者等 30万円

○申請の方法

- ① 申請に必要な書類を準備する
- ② 支援金事務局のWebサイトにアクセスし申請者IDを取得する
- ③ **登録確認機関に事前確認**を予約する
- ④ 登録確認機関からの指示に従い、事前確認を受ける
- ⑤ 支援金事務局のWebサイトから一時支援金を申請する

申請には2019年・2020年の確定申告書が必要です

※高山南商工会も登録確認機関に登録していますので、ご相談ください。

詳しくは

一時支援金

検索

○申請の期限

5月31日(月)まで

所得税・住民税・消費税の確定申告はお済みですか
申告期限は4月15日です

【お問合せ】

高山南商工会

<http://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

高根支所 ☎59-2134

飲食店等の時短営業要請に対する協力金の申請

第4弾(2月8日から3月7日までの要請)に係る協力金

申請方法：申請書を郵送（岐阜県庁新型コロナウイルス協力金（第4弾）受付係宛）

申請書類：岐阜県協力金ホームページから入手または高山南商工会本所・朝日支所、
高山市新型コロナウイルス総合窓口

申請期限：**令和3年4月16(金)**（当日消印有効）

第2弾・第3弾協力金を期限までに申請できなかった方の特例申請

新型コロナウイルス感染症第三波の感染拡大と県の要請及び緊急事態宣言下において、第2弾又は第3弾の協力金の申請が事情により期限内にできなかった方を対象とした申請の受付が始まりました。

申請には、通常の第2弾又は第3弾の申請に必要な書類に加えて「期限内に申請できなかった事情説明書」の添付が必要です。

なお、要件を満たさない等の理由により既に不支給決定された事業者の方は申請対象外ですのでご注意ください。

詳しくは

岐阜県協力金

検索



申請期限：**令和3年4月16日(金)**

新

桃ちゃん
カード

4月から桃ちゃんカードが変わりました。

新しいカードは加盟店がその場で作成してお渡します。前カードからポイントの引継ぎはできませんのでお願いします。

会費の算定根拠調査のお願い

商工会は県や市の補助金のほか会員の皆さまから納入していただく会費・手数料等で運営しています。

このうち会費は規約に基づき、組織の形態、申告区分、従業員数等に応じて算出していることから、4月下旬に各会員事業所の調査をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

優良従業員表彰候補者の内申

高山南商工会では、長年にわたり地域の企業でご活躍いただき、他の模範となる従業員の皆さまを表彰する制度を設けています。

10年以上(10年以降5年きざみ)勤務されている従業員(役員・専従者・後継者を除く)がみえる場合は、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

人事異動のお知らせ

経営指導員の萩野下幸美が3月31日付で一身上の都合により退職しました。長い間、会員の皆さまに温かく育てていただきありがとうございました。

なお、後任については、県商工会連合会の商工会未来創造プランに基づき、県下全域で職員の配置が見直されることから、補充派遣はありませんので、4月1日からは経営指導員が1名減となります。

しかしながら、飛騨圏域を一つのブロックとして、各商工会を支援する機関が設けられますので、この機関からの支援をいただきながら、引き続き、会員の皆さまにきめ細かな支援ができるように努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年分の記帳支援
申し込み受付中

ご希望の方は、お気軽にご相談ください。